


 公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「決算事務説明会」のご案内 ◆「新社会人セミナー」のご案内
- ◆「経営セミナー」のご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内容
2	2	火	新設法人説明会（事前申し込みが必要です） 13:30 ~ 16:30 於：福岡ガーデンパレス
2	16	火	事業研修委員会 16:00 ~ 17:00 於：事務局会議室

●支部の行事

特にありません

●青年部会の行事

月	日	曜	内容
2	10	水	役員会 11:00 ~ 12:00 於：福新楼

●女性部会の行事

月	日	曜	内容
2	3	水	絵はがき審査（絵はがきコンクール） 12:00 ~ 14:00 於：福岡ガーデンパレス
2	26	金	役員会 11:00 ~ 12:00 於：事務局会議室



(I) 税務カレンダー

- 2月10日 ●源泉所得税の納付
- 2月16日 ●所得税の確定申告（～3月15日）
- 3月1日 ●12月決算法人（決算期の定めのないものを含む。）の確定申告
●6月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

(II) 知らないと損する税情報

キーワードは『労働生産性』

税理士 堤 一 博

政府の成長戦略会議が昨年12月1日に公表した「実行計画」では、2050年カーボンニュートラル達成に向けた施策（2020年12月25日に経済産業省は「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を発表しています。）など多くの計画を示していて、この中の経済政策の一つに、中小企業の労働生産性の引上げによる「中小企業の構造改革」を掲げています。

実行計画本文は、全17章で、中小企業向けの記述は、「第7章 足腰の強い中小企業の構築」で、右記の6パートからなっています。

この第7章では、「ウィズコロナ、ポストコロナ」を「労働生産性の改善に取り組む好機」ととらえ、「デジタル化の推進」、「合併・M&Aによる規模の拡大」、「業態転換」、「スタートアップ企業の環境整備」、「人材育成」などを通じて日本全体で「労働生産性の向上」を図るべきとの考え方をしめしています。さらに、「1. 規模拡大を通じた労働生産性の

第7章 足腰の強い中小企業の構築
1. 規模拡大を通じた労働生産性の向上
2. 規模再構築等への支援
3. 大企業と中小企業との取引の適正化
4. スタートアップ企業への投資の拡大
5. 産学連携による中小企業群の創出
6. 中小企業診断士制度のあり方

向上」では、「(1) 中小企業の規模拡大のための税制支援」として、「経営資源の集約化（M&A）を税制面でも支援することが重要であり、譲渡を受ける中小企業に対し、税制上の措置について検討し、令和3年度税制改正において結論を得る。」として、また、「(2) 中小企業から中堅企業への成長途上にある企業についての支援」では、「2021年の通常国会において、一定の補助金や金融支援について、中小企業だけでなく中堅企業への成長途上にある企業を支援対象に追加する法改正を検討する。」としています。

上記の「(1) 中小企業の規模拡大のための税制支援」とは、昨年12月10日に公表された「令和3年度税制改正大綱」では、「中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設」のことです。これは、中小企業等経営強化法を改正して、経営資源集約化措置（仮称）という制度を創設するというものです。具体的には、生産性向上等を目指す計画（経営力向上計画を指していると思われます。）に基づくM&Aを実施した場合には下記の3つの措置をセットで適用するとしています。

(1) 準備金（中小企業事業再編投資損失準備金）の積立て（リスクの軽減）

M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、据置期間付（5年間）の準備金を措置し、M&A実施時に、投資額（株式等の取得価額が10億円を超える場合は対象外）の70%以下の金額を損金算入するものです。

(2) M&Aの効果を高める設備投資減税

投資額の10%を税額控除するか、又は、全額即時償却するもので、資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%です。

(3) 雇用確保を促す税制

M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等支給額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、給与等支給額の増加額の25%を税額控除（1.5%以上の引上げは15%の税額控除）するものです。

このように中小企業の規模の拡大による労働生産性の向上を目指しています。

中小企業は国内企業の99.7%を占め、雇用全体の7割を担っていて、日本経済のバックボーンです。しかしながら、昨年12月23日に公益財団法人 日本生産性本部が発表した「労働生産性の国際比較2020」によると、下記のような結果となっています（OECDデータに基づく、購買力平価[PPP]換算値です。）。

項目	日本	順位	参考
時間当たり労働生産性	47.9ドル/4,866円	OECD加盟37カ国中 21位	米国（77.0ドル/7,816円）
一人当たり労働生産性	81,183ドル/824万円	OECD加盟37カ国中 26位	韓国（24位・82,252ドル/835万円） ニュージーランド（25位・82,033ドル/832万円）
製造業の労働生産性	98,795ドル/1,094万円 ※為替レート換算	OECD加盟37カ国中 16位	ドイツ100,476ドル 韓国100,066ドル 英国97,373ドル

前記の成長戦略会議の「実行計画」での分析でも、「日本の労働生産性（GDPを就業者数で割ったもの）は、絶対値で見ても7.6万ドルとG7諸国の中で最も低い。」とし、また、「大企業の生産性に対する中小企業の実績は5割程度であることから、中小企業の実績向上に取り組む必要があり、規模拡大が重要であるとの指摘があった。」としています。

合併・再編等の企業規模拡大での労働生産性向上には、さまざまな異論があるようですが、後継者問題等を抱えている中小企業も多いことと思います。選択肢の一つであることは間違いないと考えます。

また、優遇税制や補助金等の優先採択のためのみの「経営力向上計画」ではなく、今後の企業の進むべき道をしっかりと模索するための好機と捉えて、自社の現状と課題を把握するチャンスと思います。

経済産業省の支援策では、新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業等向けの「中小企業等事業再構築促進事業」や新型コロナウイルスの影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら生産性の向上を図る企業を応援する「中小企業生産性革命推進事業」などがあります。

税制的にも、「中小企業経営強化税制」の延長、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」を統合して「中小企業投資促進税制」の延長、サプライチェーン強靱化の類型を加えた「地域未来投資促進税制」の延長などが、令和3年度改正成立を前提として予定されています。

コロナ対策で政府は給付金・助成金で包括的に支援するとの初期対応から構造的に変化しつつある消費行動にあわせ、徐々に業態転換やM&Aなどの中小企業構造改革へと比重を移しているように感じられます。

2021年は、企業の勝ち残りを懸けてさまざまな方策を練るべき年となるものと思いますので、企業の実態把握の視点として「労働生産性」に着目して、可能な限りの方策をご検討ください。

※「労働生産性」については、ご承知の方も多いこととは思いますが、念のために少し説明します。

実は、さまざまな計算式があり、日本生産性本部での分析には各国のGDPを使用していますし、業種によっても、異なりますが、ざっくりとしたところの計算式は下記のとおりです。

労働生産性＝付加価値（営業利益＋人件費＋減価償却費）÷社員数又は総労働時間

付加価値は決算書から拾い、一人当たりの生産性が必要なら社員数、時間当たりの生産性が必要なら総労働時間で割ると算出されます。経営の現状把握のための一つの目安となります。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2021	2	2(火)	13:30～16:30	本部	新設法人説明会	福岡ガーデンパレス
	3	15(月)	14:00～15:30	本部	経営セミナー	ソラリア西鉄ホテル
		24(水)	14:00～16:30	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
	4	7(水)	9:30～16:00	本部	新社会人セミナー	西鉄イン福岡

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。

